



あんしんおでかけサービス（申請等）の流れ

- 1 特定非営利活動法人品川ケア協議会（ケア協議会）及び訪問介護事業者（事業者）は、利用者（ケアマネジャー）等からサービス利用についての問合せに対応する。
- 2 事業者は、利用者からの申請に対し、対面でのアセスメント、サービス提供可否の判断を行い、「利用会員登録申請書」の作成、「サービス利用契約書」を締結する。
* 担当ケアマネジャーがいる場合は、上記の内容について連絡する。
- 3 事業者は、アセスメントを踏まえ、サービス計画を作成。「利用会員登録申請書」はケア協議会に提出する。「利用会員登録申請書（控）」を含む関係書類は事業所で管理・保管する。
- 4 サービス提供責任者は、利用者と連絡調整のうえ、サービス日時・内容を決定する。サービス提供後、「実施結果報告書」を作成する。
- 5 事業者は、毎月末締めで翌月7日までに、「請求書」、「請求総括表」、「実施結果報告書」等をケア協議会あてメールで送付する。
- 6 ケア協議会は、事業者からの請求について、四半期ごとに支払う。